

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 西目地域協議会
開 催 日 時	平成21年7月27日(月) 午後1時30分
開 催 場 所	西目公民館「シーガル」講堂
出 席 者 氏 名	「出席者名簿」のとおり
欠 席 者 氏 名	長根サカエ、鷹島長一、鈴木優子
会議次第 1. 開 会 2. 委員紹介、委嘱状交付 3. 市長挨拶 4. 会長・副会長の選任 5. 地域自治区、地域協議会の概要について 6. 協 議 (1)由利本荘市定住自立圏構想について (2)公の施設の見直しについて (3)平成21年度西目地域主要事業について (4)今後の西目地域協議会の運営方針について 7. その他 8. 閉 会	
会 議 の 経 過	別紙のとおり

◆出席者名簿

(委員24名、市18名、計42名)

委員	高 橋 正太郎	
委員	藤 田 博	
委員	齋 藤 博 明	
委員	三 浦 司	
委員	清 橋 一 広	
委員	岡 田 豊	
委員	今 村 浩 一	会 長
委員	佐々木 與 孝	
委員	加 川 一 男	副会長
委員	渡 辺 耕 一	
委員	加 藤 勝 栄	
委員	佐々木 久 尚	
委員	近 藤 洋 子	
委員	熊 田 眞 弓	副会長
委員	高 橋 妙 子	
委員	新 田 亮 次	
委員	齋 藤 久	
委員	池 田 義 夫	
委員	佐々木 孝 悦	
委員	須 藤 紘 之	
委員	伊 東 順 子	
委員	須 田 誠 一	
委員	須 田 達 雄	
委員	佐 藤 征 男	
市長	長谷部 誠	
理事	猿 田 正 好	
企画調整課長	大 庭 司	
企画調整課参事兼地域づくり推進室長	袴 田 範 之	
行政改革推進本部次長兼事務指導対策室長	佐 藤 一 喜	
行政改革推進本部次長兼課長	真 坂 誠 一	
西目総合支所長	小 川 弘	
西目総合支所振興課長	石 川 隆 夫	
西目総合支所主幹兼市民課長	齋 藤 義 博	
西目総合支所福祉保健課長	榊 豊 昭	
西目保育園主席参事兼園長	小 石 要 子	
西目総合支所産業課長	釜 台 憲 二	
西目総合支所建設課長	菊 地 弘	
西目教育学習課長	増 村 邦 子	
西目幼稚園参事兼園長	植 村 利 子	
西目総合支所振興課課長補佐	齊 藤 正 人	振興班班長
西目総合支所振興課主査	松 山 小由紀	振興班(地域協議会事務担当)
西目総合支所振興課主任	齋 藤 正 美	振興班(地域協議会事務担当)

会議の経過

第1回 西目地域協議会

平成21年7月27日(月)

午後1時30分 開会

○ 石川振興課長

本日は、大変お忙しい中ご出席くださいまして誠にありがとうございます。事前に欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。名簿番号の18番:長根サカエさん、20番:鷹島長一さん、25番:鈴木優子さん。以上3名の方々より事情により欠席とのご連絡がございました。現在の出席委員は24名となっており、会議の開催要件を満たしております。それではただいまから平成21年度西目地域自治区第1回西目地域協議会を開会いたします。

それでは、次第の2番、委嘱状交付の前に委員をご紹介申し上げます。お名前等をお呼びいたしますのでその場でご起立ください。

(名簿番号1番の委員から順に紹介)

ここで、7月1日付けになりますが、委嘱状を長谷部市長から交付いたします。

(市長が各委員をまわり委嘱状を交付)

つづきまして、次第の3番になりますが、長谷部市長より皆様にごあいさつ申し上げます。

○ 長谷部市長あいさつ

第1回西目地域協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。ただいま 委嘱状を交付させていただきましたが、委員の皆様におかれましては委員の就任をご快諾いただきまして本当にありがとうございました。この4年間どうぞよろしくお願いいたします。私は4月17日に市長に就任させていただき3ヵ月余りが過ぎましたが、由利本荘市が抱える課題が山積している中、市民の皆さんの生の声をよく聞きながら市民のみなさんと共に歩む市政を実現したいと考えております。西目地域におきましては、今年度は西目小学校の改築、あるいは西目漁港の整備、さらには道路改良など予定しておりますが、地域協議会の皆さんの意見を十分にふまえながら市政を運営してまいりたいと思います。どうぞひとつ忌憚のないご意見をいただければ幸いです。今後ともよろしくお願いを申し上げましてご挨拶にかえさせていただきます。

○ 石川振興課長

それではここで、本日出席しております市の職員をご紹介いたします。

(出席者名簿の順に職員を紹介)

○ 小川総合支所長

それでは、次第の4番、会長・副会長の選任について進めさせていただきます。会長及び副会長の選任につきましては、由利本荘市地域自治区の設置等に関する条例第7条に基づき選出するものであります。どのような方法で選出したら良いのかを委員の皆様方にお諮りいたします。また、副会長につきましては、前協議会から2名との申し出があったことから、この副会長についても1名でよいのか、また2名にした方がよいのか、その点も委員の皆様方にお諮りしたいと思いますのでご意見をよろしくお願いいたします。

○ A委員

会長・副会長の選任ということですが、まずは参考のために事務局案はございませんでしょうか？
ありましたら、そちらを参考にしたらどうでしょうかと思います。

○ 小川総合支所長

副会長の件は、何名にしたらよろしいでしょうか？

○ A委員

副会長の件も、事務局の案が良いのではないのでしょうか。

○ 小川総合支所長

A委員から、会長・副会長については事務局案がよろしいのではないかというご意見が出ましたが委員の皆さんはいかがでしょう？ご意見はありませんか？

(「異議なし」、「賛成」の声あり)

それでは、A委員より会長・副会長の件については事務局案に従うという意見があり、皆様の了解を得ましたので、事務局の方から発表させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会長は、潟端町内会長であります今村浩一さんをお願いしたいと思います。副会長は、中高屋町内会長であります加川一男さんをお願いしたいと思います。もう1名の副会長は、西目婦人会会長であります熊田真弓さんをお願いしたいと思いますので、ご了解くださるようお願いしたいと思います。

(承認の拍手)

それでは、今決まりました会長・副会長の方々は前の方に整列していただきたいと思います。

(前方に会長、副会長の3名が整列)

それでは、会長になりました今村会長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○ 今村会長あいさつ

ただいま平成21年度の地域協議会の会長に選任していただきました今村でございます。何の取り柄もない私が、こうしたそうそうたるメンバーがいらっしやる中で選出された経緯は分かりませんが、私なりに考えてみますと、昨年度まで地域協議会の副会長でありました。地域協議会解散時の慰労会で乾杯の音頭を副会長がすることになったのですが、私が副会長であったことを誰も知りませんでした。誰も知らなかったということは、それは存在感が無かったということだと思うので、今年はしっかり頑張るようにと選任されたのではないかと考えております。もう1年と少し経ちますと、後期(後期高齢者)に向かいますので、老化の現象が激しくなっております。特に物忘れ、ど忘れ、思い込み等が沢山あると思いますので、委員の皆様の強力なバックアップがなければ会長の役目を務めることが出来ませんので、どうかよろしくお願いいたします。幸い、副会長のお二人はまだ若く、やり手のバリバリの方がいらっしやいますので、その点は安心であります。どうぞこれからもご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 小川総合支所長

ありがとうございました。続きまして、加川副会長よろしくお願いします。

○ 加川副会長あいさつ

副会長に選任されました加川でございます。今村会長は経験豊富な大先輩なので、本当に安心し

て今村会長を補佐してまいりたいと思いますので、皆さんよろしくお願いいたします。

○ 小川総合支所長

ありがとうございました。熊田副会長お願いします。

○ 熊田副会長あいさつ

ただいま副会長に就任いたしました熊田でございます。突然のご指名で大変驚いておりますけれども、一生懸命務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 小川総合支所長

それでは副会長のお二人は元の席にお戻りいただきまして、会長は前の方の席に座って下さい。
(会長・副会長が席へ移動)

○ 石川振興課長

ここで会議の途中ではございますが、長谷部市長が公務のため退席となりますのでご了承下さい。
(長谷部市長退席)

○ 石川振興課長

それでは協議に入る前に、次第の5番、「地域自治区、地域協議会の概要について」私の方から若干説明させていただきます。

皆様には事前に「由利本荘市地域自治区の設置等に関する条例」、また「同条例の施行規則」を配布させていただいておりますので、ご一読いただき内容につきましては概ね把握いただいているものと存じますが、簡潔にご説明いたします。

地域自治区につきましては、地方自治法において「設置できる」とされているもので、本市におきましては合併前に設置されておりました合併協議会の決定により、合併前の一市七町の区域毎に設置されております。また、地域協議会につきましては、地域自治区を設置する場合は、法の中で、「地域協議会を置くもの」と規定されております。協議会の設置方法あるいは権限など、柱となる部分につきましては、条例でも謳われておりますが、地方自治法にその規定が明記されているものであります。但し、具体的な運営方法の細部などにつきましては、条例で定めるものとなっております。地域協議会の主な権限といたしましては、1点は西目地域に関連する市の事務などに関し、市の機関の諮問に応じて審議し答申すること。もう1点は、西目地域に関連する市の事務などについて、自主的に審議し、市長などの市の機関に対し意見を述べる事が出来るということであります。さらに、市長などの市の機関は、西目地域にかかる重要な施策について決定し、または変更する場合においては、地域協議会の意見を聞かなければならないとされております。これも主な権限といえます。また、委員の定数ですが、条例では60名以内とされておりますが、その施行規則の中で各地域自治区の事情を勘案した上で、それぞれの定数が定められており、西目地域協議会は27名となっております。また、非常に心苦しい点ではございますが、まったくのボランティア的な性格の協議会ゆえ、委員報酬は支給しないということになっております。交通費にあたる費用弁償のみ支給するとなっております。何卒、ご了解いただきたいと存じます。また、会議は原則公開で行われます。年4回以上開催することになっておりまして、その会議録も作成いたしております。インターネット上の由利本荘市のホームページでも、全ての各地域協議会の会議録を掲示しております。発言された委員の氏名は伏せた形のものではございますが、どなたでも会議録を閲覧できる状態となっております。なお、先ほどの「権限」のところの説明しました、「地域協議会からの意見」につきましては、過去に西目地域協議会から2回提出されておりまして、その概要をまとめたものを、本日テーブ

ルの上に配布させていただいております。これまでの意見書提出状況はこうしたもので、ご覧の通り平成18年度と平成20年度の2回提出されております。ご参考までに後ほどご覧になってください。以上になりますが、地域自治区、地域協議会の概要につきまして、皆様からご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いします。なお、この地域協議会の会場がこのような設定になっておりまして、声が届かないという状況でございますので、ご発言に際しましては、マイクをお渡ししますので、そのマイクでお話しいただきたいと思います。ご質問ございませんでしょうか？

(質問者なし)

ご質問が無いようですので、次に次第の6番の「協議」に入らせていただきます。

会議の議長は会長が務めることになっておりますので、今村会長お願いいたします。

○ 今村会長

次第の6番からは会長が議長を務めることになっておりますので、私が進行させていただきますが、お願いがありまして、会議の中でご意見が無い会議ほど心許ないといいますか、虚しい感じがすると私は感じておりますので、どうか活発なご意見をお願いしたいと思います。私の場合もそうですが、こんなことを質問したらものの知らなささらけ出すような感じで、少し恥ずかしいという気持ちがあったのですが、自分が分からないことはおそらく他の人も分からないのではないかとということで積極的に質問をした経緯もありますので、できるだけ活発に質問、ご意見を出してくださるよう、あらかじめお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では始めに、(1)の「由利本荘市定住自立圏構想について」を議題といたします。資料の1、参考資料①、②について、企画調整課よりご説明をお願いします。

○ 大庭企画調整課長

企画調整課長の大庭でございます。みなさんのお手元に資料1という縦長のものと、概要についてという参考資料の①と②の宣言書があると思います。参考資料①ですが、この構想は先ほど石川課長から説明がありましたが、皆様にご説明申し上げなければならない事項になっておりますので、これをふまえて、先の3月か2月の協議会でもご説明しておりますが、新たに7月1日付けで新しい委員の方々に4年間ということが決まりましたので、本日、時間を借りてご説明するということにさせていただきます。

おさらいを含めまして、若干最初にその構想とは何なのかということについてご説明していきます。参考資料①を1枚開いていただきますと、上の方に1枚目があります。定住自立圏構想ということですが、これは全国の人口5万人程度の中心市となる市とその周辺の市町村が一つの圏域となつて、人口が減らないようにというか、増えるような施策を構築していけば、人口減少に歯止めがかかるのではないかとというのが、総務省の考え方です。この資料の左側の「中心市」というものがありまして、ここには例えば総合病院があるのですが、資料右側の周辺市町村に一般診療所というものを作って、これに医師を派遣するといったシステムを作るとか、図の下の方で、農産物のブランド化、ロットの拡大ということで、周辺の田園・農山村地域では農場等でブランド化、ロットを増やすことによって、これを中心市の方に持ち込んで販売するというように、お互いに助け合うような考え方をすることで構成されております。

次の2ページ目ですが、一般的にはいわゆる合併前の旧本荘市と周辺地域のような考え方が一般的な体系ですが、図の右側にあるように「合併1市1圏域型」も大丈夫であると総務省で規定していますので、私どもの由利本荘市は「合併1市1圏域型」と考えております。あくまでも、基本的には中心市よりは周辺の町の方に事業を持ち込むことで、人口の減少に歯止めをかけようというのが大体の趣旨です。

4ページ目ですが、先ほどご説明しましたように、基本的には合併前の圏域の話ですので、真ん中に「②定住自立圏形成協定」という文字があると思います。合併前の市・町ですと、それぞれ議会がありますので、この構想についてはそれぞれの議会で議決をいただきなさいということになっています。一般的には「協定」という言葉で記されているのですが、私どもは1市1圏域型ですので、「協定」の部分「方針」というような文言で読みかえていきます。従いまして、「定住自立圏形成方針」というのが我々由利本荘市で作らなければならないものになります。本日はその方針たるもの、議会で議決が必要なものですが、これを皆さんにお示しして、ある程度、具体的な事業を組み込んでありますので、その事業について我々のところはこういう事業にもう少しこういうことをして欲しいなというような意見、要望があれば、それを承ることが今日の趣旨でございます。

今後は、4ページ図の右側にあります「③定住自立圏共生ビジョン」という協定が議会提出されますと、今度は協議会を開催して、そこで本当の具体的な話を進めていくということで、最終的には今年度3月末までに完成したものを総務省に届けるということになっております。届けることにより、定住自立圏構想の揭示が確定しまして、それが確定したことによって総務省からは、この前の国の2次補正で交付税として1億7000万円をいただいております。今後、5年間にわたり、年間4000万円ですから2億円、合計3億7900万円、これを交付税としていただけることになります。この交付税というのは一般財源と同じ性格ですので、補助制度に充ててもっと大きな仕事が出来るということになります。総務省と協力しながら、総額3億7900万円いただくために、構想たるものを作っているということでもあります。

進みまして7ページですが、今日お示しする方針というものはどういうものなのかということですが、7ページの左側に「a 医療」、「b 福祉」、「c 教育」、「d 土地利用」、「e 産業振興」とありますが、そういったところの生活機能の強化を図っていただくと…。例えば、地域公共交通や、道路等の交通インフラ整備、地域内外の住民との交流・移住促進等…。一つの例ですが、こういったものによって協定を作ってくださいと指導を受けているわけです。

今までのことをうけて具体的なことをご説明しますが、A4版の縦長のホチキス止めの資料1をご覧ください。1枚めくっていただきますと1ページ目になりますが、これまでの経緯です。誠に申し訳ありません、⑫の総務省地域力想像グループ施策とありますが、「想像」が変換間違いでございまして、3つ上のところにあります自立圏創造基金条例の「創造」ですので、経緯の⑫の「想像」を「創造」と訂正してください。これは、これまでの経緯としてこういったことをやってきた、ということでございます。それでは今後の進み方ですが、(2)7月27日、これが今日の状況でございます。今後は、(5)市議会の9月定例会に、先ほど申しましたようにこれから示します方針たるものを議案として上程いたします。それが可決になりますと、(6)定住自立圏共生ビジョンの策定準備に入って、今年度末までには確定したいと思っております。次に2ページ・3ページへ1枚めくっていただきますと、ここに取り組概要というようなことであります。次の4ページ以下をご覧ください。実際に議会に提出するのは4～11ページのかたちになります。この形成方針(案)というものが議会に諮られます。11ページをご覧ください。平成21年9月〇日、由利本荘市長 長谷部 誠 となります。4ページに戻っていただきますが、第1条に目的があって、第2条に基本方針があって、第3条に連携する具体的事項というのがあります。この連携する具体的事項があって、「(1)生活機能強化に係る政策分野」、「A 医療」、「A救急医療体制の維持確保」とあります。そこに今度は「①取組の内容」、「②都市地域の役割」、そして右に行きまして「③田園地域の役割」と進んでいきますけれども、各事業についてはこのように、「①取組の内容」、「②都市地域の役割」、「③田園地域の役割」というように、これがひとつのセットになって、ずっと同じかたちで進んでいきます。この事業の一覧となっているのが、戻りまして2ページ・3ページ目にあるこの表になります。ですから「(1)生活機能

強化に係る政策分野」では「A 医療」、「ア救急医療体制の維持確保」から始まって、A の医療には3本、B には1本、C には3本、D に1本という8本がこの(1)にぶらさがっております。

次に「(2) 結びつきやネットワークの強化への取り組み」には、A の2本、B の1本、C の3本、D の1本の7本の事例がぶらさがっております。そして(3)には1本の、計16本の事業を検討しているところでございます。本日は、この事業の中身について、もう少し、こういうふうにしてもらいたい等、ご意見がありましたらお願いしたいと思っております。

現状を申し上げますと、例えば「ア救急医療体制の維持確保」と、(2)のCの「ウ情報通信格差の是正(携帯電話エリア等整備事業)」これについては、今までもやっております。今後計画していることを載せても大丈夫だということなので、ここに記載しておりますし、同じく(2)のAの「ア冬季の安全な道路交通確保事業」ということで、ここに※印で、平成21年度中に凍結防止剤散布車3台を配備(西目、東由利、鳥海)とありますけれども、これも先に行われた7月の臨時議会で、経済対策臨時交付金というかたちで、議決をいただいております。重複して載せても大丈夫という指導がありましたので、こちらの方にも載せて、実際は経済対策臨時交付金事業として可決いただきましたから、21年度中には凍結防止剤散布車を配備することができます。2～3ページ全体をご覧になっていただければ気が付いていただけるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、それぞれの事業はほとんどが周辺地域に対してこういうふうなことをしていきたいということが多い状況になっております。以上このような説明になりますが、今週中であれば時間的にご意見を取り入れることができますので、後々でもよろしいので、こんなことをやった方がいいのではというご意見がありましたら、支所に一言お声をかけていただければそれを検討してまいります。ただ、予算の関係等もありますので、意見の全てが受け入れられるかということについては財政当局、実際に事業を担当する所管課や総務省等と協議しなければならないこともあります。何かございましたらご意見をお願いしたいと思います。以上でございます。

○ 今村会長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員の皆さんから何かご質問等はございませんでしょうか？資料が沢山ありますけれども、今のお話を聞きますと、資料1の2ページ・3ページの取組内容についてのご希望といいますか、この場に限らずこれからしばらくの間、色々な地域協議会からの意見を取り入れて進みたいと私は受け止めたんですが、そのような考え方でよろしいでしょうか？

(企画調整課長が「はい」と返事)

この場ですぐに質問、ご意見というのはなかなか大変だと思いますけれども、何かありましたら伺いしたいと思います。

○ B委員

大変難しい問題だと思います。確かに今会長が言われたとおり、先ほどの説明の中で今月中に意見等ありましたら支所のほうにでも、という説明がありました。確かに、この資料は前からいただいておりますが、口頭で説明を受けるのと、我々が目で見るとは違うわけですから、ある程度認識したというような気もしますけれども、やはり西目に関することについてもう少し考える時間が必要だと思いますから、後ほど支所の方に申し上げたいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 今村会長

B委員のご意見は、西目地域に関わる内容を中心にして、色々これから希望や意見等を申し上げたい。という意見だと私は受け取りましたけれども、西目支所からこの取組概要の中で、特に西目

地域と深い関わりがある内容というようなものや、これとこれは大事なところだ。というようなものはございますか？どれも全部大事な内容だと思いますけれども、特に西目の方々のご意見を伺いたい。というような項目がありましたら出していただくと参考になるのではないかなと思います。それにこだわらずに、他にも何か質問がありましたらお願いしたいと思います。

○ C委員

二つお聞きしたいのですが、まずCの「産業振興の地域ブランド」で「秋田由利牛、鳥海りんどう、濁酒等の流通拡大支援」とありますが、これは市場でブランド化されていくものなののでしょうか？それとも単に地域だけのブランドなののでしょうか？

もう一つは、(2)のCの「デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備」の「A CATVを活用した地域独自の教育番組の制作」とありますが、CATVの普及率とはいったいどのくらいあればこういった計画になるものなのか……。なんというか、単にお金をかけて終わりになるのではないかと思います。そのほかも同じなのですが、例えばこういったものをプレゼンする場合には、もう少し基礎のデータも一緒につけないと、見た人が大雑把すぎてわかりません。私も一晩見たのですが、あまりにも大雑把すぎました。もう少しプレゼンの仕方を考えていただかないと質問のしようがありません。以上です。

○ 今村会長

ありがとうございました。この件についてはいかがでしょうか？

○ 大庭企画調整課長

Cのウですけれども、秋田由利牛と鳥海りんどうについては、地元のブランドと言うよりは、全国的なものを目指してブランド化を進めておりまして、実際、秋田由利牛に関しては周辺地域でも販売しております。ただ、非常に高価なものでありまして、なおかつロット量が揃わないということもあり、まだ少し一般的になっていないところがありますので、そういったところもこの計画では技術の拡大を図っていくような仕掛けが出来ないかと考えております。

それから、濁酒というのは濁り酒ですけれども、どぶろく特区で昨年3月末に由利本荘市全域を対象として、特区の申請を行って認可を受けていますので、どぶろくを活用した地域興しというような意味あいも含まれております。具体的にはハーブワールドさんで、これに取り組んで提供・販売していくということを伺っております。

それから、CATVの関係ですが、担当外で細かいCATVの普及率についてはお答えできませんが、いずれ高くないということは認識しております。ただ、高くないからということではなくて、高くしていかなければいけないというのが市の考え方でありまして、その一つとしてTBS東京放送を受信して再送信していくということについて、山形の民間放送(テレビユー山形)と協議を進めておりまして、おかげさまで役員会で認可いただきましたので、来年4月以降はTBS系列の民放も視聴できるということも進めております。そのようなCATVを莫大なお金をかけて作った訳ですので、その活用方法をうまく色々とソフト面で考えていかなければならないと思っております。その一環として、教育番組を制作することで、ひとつの別の方向からCATVを活用できるのではないかなというような趣旨でこの取り組みの中に入れていたというところであります。

最後ですけれども、おっしゃいますようにプレゼンの仕方については、今後検討していきたいと思っております。申し訳ございません。

○ 今村会長

C委員よろしいでしょうか？内容も非常に豊富ですので、質問が沢山出たり、説明にかなり時間が

かかると思いますので、最初にやれば良かったのですが、時間設定はどういたしましょうか？現在は2時半というところですが、後で結構ですので、この協議内容は何分後というような目途をつけていただくと大変ありがたいと思います。第1回目でもありますし、内容が豊富なものですから、突っ込んでいくとかなり時間がかかりそうな気がしますので、どうかその時間配分の方をよろしく願いたいと思います。

○ 石川振興課長

協議案件、(1)～(4)までありますが、内容の説明に時間を要する案件が(1)～(3)の3件だと思います。この3件につきましては、一件につきだいたい30分を目途にしております、説明が10分、質疑応答が20分くらいと見込んでおります。内容や進行状況によりましては時間にこだわらずということになりますけれども、最終的には、全ての協議案件は4時頃までには終了できればと考えております。

○ 今村会長

ありがとうございました。今までで何分かかりましたか。第1番で・・・。

○ 石川振興課長

だいたい予定通りの時間配分になっておりまして、残り5分くらいです。

○ 今村会長

ということでありますので、何かご質問はありませんか？

○ D委員

3ページ目の、(2)のCの「イ電子申請受付オンラインサービスの導入」とありますが、これは例えば西目のシーガルを利用する場合には、自宅から申し込めるというシステムだと私は解釈しましたが、パソコンを持っている方はかなり多いと思うのですが、例えばご高齢の方などはパソコンがない方が多いでしょうし、そういった方々が利用される場合は結局利用する場所に行かなければならないのではないかと思います。そうでなければ、端末をあちこちに市として設置できるのかどうか。確かに良い事業なのですが、一番利用している方が本当に役に立つのかどうかというところをご説明いただければと思います。

○ 今村会長

お願いします。

○ 大庭企画調整課長

まず、最初に今日提示している16本の各事業ですけれども、ある程度各所管課からあがってきたものを取捨選択してまとめたものでありますので、それぞれの事業がそれなりの実現性が高い出来そうなものだけをまとめております。その中の電子申請受付等のオンラインサービスですけれども、おっしゃるように高齢者の方やパソコンを持っていない方に対しては、もう少し工夫が必要かなという気がしていますが、合併して広いものですから、施設も沢山あるということで、従来の自治体の枠を超えてその施設を利用する場合にこのようなシステムがあると便利だろうという発想からできております。まずはその辺をクリアして、少し走ってから次の段階で、先ほど申し上げましたように高齢者の方や端末についての問題等に取りかかるということになっていくのかなという考え方です。

○ 今村会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。だいたい予定の時間ですが……。他にご意見等ありますでしょうか？

○ E委員

3ページ「道路等の交通インフラ整備」のことでお伺いします。合併してまもなくの頃は、西目で要望した高速道路への乗り入れですが、要望したけれども、要望が遅かったせいで却下されたと認識しております。でも、その後何年か経って、「シーガル」が非常にいろんなところで利用されていて、1市7町の色々な方々からの意見を聞いていますと、西目にも高速道路から降りるところがあればいいなという、他の地域の方々からの要望が意外に多いということを市の当局の方々に知っていただければと思っております。新たに、西目の高速道路への通路(インターチェンジ)のことで、予算要求などといった大それたことは言いませんけれども、当初は西目の方々も非常に熱望していたことですが、要望が遅かったので混乱を起こさないように遠慮したと言う程度の受け止め方でいて下さい。なにも「西目ではない」、「高速道路を使う意志が全くない」ということではありません。むしろ他の市や町の方々が、西目にも高速道路へ乗り降りできる道路(インターチェンジ)があればよいという熱望の度合いが大きいということを、是非知っていただければと思っております。

○ 今村会長

ありがとうございました。いかがでしょうか？

○ 大庭企画調整課長

私は国に対する窓口的な仕事が長かったので、高速道路とインターチェンジについては重々承知しているつもりでありますけれども、今、E委員がおっしゃいました大まかな所はそのとおりでございますので、頭の隅にしっかりと焼き付けておきますので、よろしくお願いいたします。

○ 今村会長

よろしいでしょうか？

○ E委員

出来れば実現して欲しい問題だと思います。西目町民としてよりも、色々な方々の要望が大きいということで、いずれ具体化してもらえればという熱い思いがありますので、よろしくお願いします。

○ 大庭企画調整課長

はい。わかりました。

○ 今村会長

つづいて、F委員どうぞ。

○ F委員

CのCATVの関連になりますけれども、CATVの加入説明会の時に、音声告知端末機は「広域的に使える」、「町内会活動に使える」などとPRがありまして、CATVに加入したわけです。町内会館についても町内住民にこの旨説明して加入し、端末機を設置したわけですが、私の町内会ではまだ1度も使用しておりません。というのは、35軒の小さな町内ですけれども、3軒ほどしか導入されていないという話を聞きました。合併時に一大事業ということで、130億くらいの大事業ということで実施されてきた中で、今更「中止せよ」とは言えないところですが、宝の持ち腐れにならない

ようになんとか早急に見直していただければと思います。

○ 今村会長

ありがとうございました。大庭企画調整課長どうぞ。

○ 大庭企画調整課長

CATV のIP電話（音声告知端末機）の件ですけれども、担当外なので正確なことは申し上げられませんが、おっしゃいますように、非常に莫大な事業費で実施している事業でございますので、先ほど申し上げましたが活用する方向で・・・、それから説明があまりうまく伝わっていないところがあるように感じます。ですのでその辺も含めて担当の方に伝えておきますし、担当の方からもう少しきちんと説明させますので、よろしくお願い申し上げます。なお、先ほども申し上げました TBS の受信（再送信）ができるということであります。また、西目の方々に直接関係はないですが、本荘が今事業中でありまして、今年度中に本荘地域が布設になるという関係で、8月いっぱいまでに申し込んでいただければ加入金はないということになりますので、もしお知り合いの方がおりましたら是非PRいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ F委員

今話がありましたけれども、西目では（加入率が）18%台という話は聞いています。なので、まずそういう立派な施設があるわけですし、加入金3万円を撤廃して、多くの方々に加入していただいて需要をはかるという方法もあると思うのですが、そのへんはいかがですか？

○ 大庭企画調整課長

それも一つの考え方でございます。加入を増やすためには加入金3万円を免除するということも方法にあるという話も出ていますけれども、今まで実際に加入した方で、3万円支払ってしまっている方もおりまして、その方々との、いわゆる不均衡をどう考えますか？という話になったときに、民間のように「わかりました。そうしましょう」とはいかないのではないかという議論をしているのであります。ですから、今後の考え方として一つの案としては、例えば何かの記念といいますか、何かのきっかけをもって・・・、例えば今月1ヶ月に限り全体的に免除する・・・などの、皆さんが納得できるような良い方策があれば、そのような方向でいけたらいいかなと考えております。以上よろしくお願いいたします。

○ 今村会長

ありがとうございました。直接私たちの生活に関わる大事業になりますので、質問も沢山あるかとはおもいますが、後ほどご要望を受け付けるという話もありましたので、この（1）「由利本荘市定住自立圏構想について」はここで終わらせたいと思いますがよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、次に（2）の「公の施設の見直しについて」を議題といたします。資料2について、行政改革推進本部よりご説明をお願いします。

○ 佐藤行政改革推進本部次長兼事務指導対策室長（以下、「佐藤行革本部次長」）

それでは、行政改革推進本部からご説明させていただきます。私は行政改革推進本部の佐藤一喜でございます。よろしくお願い申し上げます。説明に入ります前に、一言お礼とお願いを申し上げます。本市の平成17年3月22日の合併以来、5年目に入っておりますが、これまで、行政改革の推進にあたりまして皆さんのご理解とご協力をいただいてまいりましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

ます。また、本日は地域協議会のこのような貴重なお時間をいただきまして、施設の見直しに関する説明をさせていただく機会をいただいたことに重ねてお礼申し上げます。

皆様ご存じのとおり、由利本荘市は1市7町の合併ということで、数多くの施設を抱えています。これまで、施設運営の見直しにつきましてはそれぞれ取り組んでまいりましたが、今度は施設全般の見直しにあたっての基本的な考え方を作成したところでして、その内容をこれからご説明させていただきます。なお、施設の利用にあたりましては、市民の皆さんに直接関係することですので、その基本的な考え方等について、議会や地域協議会の皆様にもご説明を申し上げまして、共通認識を持っていたさながら取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、公の施設の見直しについて、真坂（行政改革推進本部次長兼課長）から説明をさせていただきます。

○ 真坂行政改革推進本部次長兼課長（以下、「真坂行革本部次長」）

行政改革推進本部の真坂と申します。公の施設の見直しに関しまして申し上げたいと思います。座って説明させていただきます。

説明に入る前に、資料の確認をお願いします。皆様の方に資料2があると思いますが、この中身を見ていただきたいと思います。その中の資料1ということで「施設の見直しに関する基本方針」、これが1ページと裏の2ページということになっております。それから資料2につきまして、「施設のあり方と管理運営の見直しに関する指針」とありますけれども、これも1ページ・2ページとなっております。それから別紙の1という、字が小さくて大変申し訳ありませんけれども施設の一覧ということで、これが1ページから10ページまでになっております。次に1枚ですけれども、別表2ということで、町内会集会施設に関した資料です。それから次に資料3ですが、「施設使用料の見直しに関する指針」というのが1ページから3ページにわたってあります。最後に、別表3ということで一覧表になりますけれども、1～6ページまでというかたちの資料になっておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。よろしければ、資料に従いましてご説明申し上げます。

最初に資料1の「公の施設の見直しに関する基本方針」でございますけれども、ただいまご説明がありましたとおり、合併して由利本荘市になり、施設に関しては合併前に旧市・町が持っておりまして施設がそのまま引き継がれる関係上、数多くのものがございます。その施設につきましても、多種多様なかたちで残っておりますので、合併当初から色々なかたちで個々に対応してきたのですが、やはり統一した視点で、同じような基準で、見直しの方向を進めていかなければならないという点から、今回改めて基本方針につきまして設定してありますので、それについてご説明申し上げます。

最初の目的につきましては、ただいま申し上げましたとおり、数多くの施設があるということも一つですが、また一方では、少子高齢化や人口減少、さらに厳しい財政状況下にあるということになっておりまして、その中で色々な財産などを有効に利活用していかなければならないという視点から、当然施設につきましてもそういう視点からもう一度目的やらその効果などを検証して、見直しを図っていかなければならないということを目的として、今後の見直しに取り組んでまいりたいという考えです。2番目になりますが、その見直しをどのようなかたちでやっていくのかということですが、1つ目については、施設全般について、今後の方向性、また現在の管理・運営の考え方の整理を行っていかうというのが一つの大きなテーマで、「施設のあり方と管理運営の見直し」ということで一つの大きな区分として分けております。また、もう一つにつきましては、施設の使用料及びその減免の基準等も、もう一度しっかりと整備していかなければならないというところから、「施設の使用料の見直し」という、この二つの視点で区分いたしまして見直しの方に取り組んでまいりたいという考え方でございます。

最初の、「施設のあり方と管理運営の見直し」につきましては、表を見ていただければ分かりますが、施設数が558とかなり多い数字になっておりますが、今回この施設につきまして、設置の意義や、施設によっては民間に委託した方がより効率的であるというような施設もあります。また、同じような施設が複数存在するというような状況になっておりますので、この558の施設について見直しを図っていくということが一つ目の区分でございます。

二つ目の区分として、施設の使用料の見直しにつきましては、これも表を見ていただきたいのですが、市が条例によって定めている施設の中で、275の施設について使用料等の見直しを図っていきましょうということであります。使用料につきましても、合併前から各市町村それぞれの方針等があって設定されている関係上、うまく統一されたかたちで運営できていないような現状であります。利用者の公平感という面からも、もう一度使用料についても見直しを図っていきましょうということである大きな二つの区分に分けて、全体の公の施設の見直しをしていくというのが基本的な考え方でございます。

次に、裏の2ページ目になりますが、では、どういうかたちで進めていくのかということですが、それぞれ今申しました二つの区分ごとに、具体的な作業の方法や計画の期間等を「指針」として定めまして、それに基づいて見直しをしていくと……。見直しにあたっては内部の検討はもちろんですが、議会およびこのような地域協議会、さらには民間の委員からなります行政改革推進委員会というものもございます。これらを加えながら、見直しに取り組んでまいりたいということが、基本的な大きな流れの中での考え方ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

それでは具体的にどのようにしてやっていくのかということから説明申し上げたいと思います。資料2をご覧くださいと思います。先ほどの施設数が558ということでここに書かれておりますが、現在由利本荘市で公の施設として把握している施設は750程ございます。その中で、今回は法令等により利用・運営等が定められている公営住宅や、上・下水道施設、小・中学校等の施設に関しては、今回は対象から外しておりますが、それ以外のスポーツ・レクリエーション施設や、産業振興施設等その他の6区分に分けて、それぞれの施設が558という膨大な数になりますので、これにつきまして検証させていただきたいということです。参考ですが、西目地域におきましては、この558施設のうち対象となっておりますのは24施設という施設数になっております。この施設につきましては、別表1に小さい字で申し訳ありませんが558施設を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

では実際にこの558の施設をどのようなかたちで見えていくのかということですが、現在、既存する施設の整備状況や利用状況を総合的に勘案しながら、施設の設置目的、効果、利用状況、コストの面などを考えながら見直しをしていくということですが、具体的にどのような点に気をつけて見直しを進めていくのかという点が、下にあります4つの視点というところです。

まず初めに、(1)「施設の効果の視点」という点ですが、施設の目的が達成されたものや、このような社会情勢の変化が大きい中ですので、設置の意義が薄れているような施設、また、例えば利用状況や老朽化により設置目的の達成が今後困難ではないかと思われる施設がある場合は、その施設について休止や廃止、転用、譲渡などという考え方で見直しをしていきましょう。というのが一つ目でございます。

二つ目に、(2)「施設の所有、管理運営主体の視点」ですが、これにつきましては、受益の範囲が特定されている施設に関しては、実際に利益を受けている団体等への譲渡を考えていきましょう。という考え方であります。またもう一つは、民間で果たすことが可能で、かつその運営を逆に民間に移転した方が効率的であると考えられる施設につきましても、民間等への譲渡を考えていきましょう。という考え方でございます。

(3)「施設の管理運営の視点」ですが、外部への委託が可能であり、かつコストの削減が見込まれるような施設につきましては、指定管理者制度の導入を検討していきましょうと……。現在も、かなりの数で指定管理者制度を導入しておりますが、今後も、このような考え方をどんどん取り入れていきましょう。ということでございます。それから、特定団体や特定地域の活動と密接に関係する施設については、その団体に直接指定管理者制度等を導入していきましょう。という考え方であります。ただ、全ての施設がこのような制度を利用できないという部分もありますので、直営で管理運営をしていかなければならない施設に関しても、経費節減の面から一部を業務委託できないかというところも検討していきましょう。というのが3番目の視点でございます。

(4)「機能統合の視点」ということで、同じような施設が複数存在している場合には、配置の状況等も十分に検討しながら、統合できないのか、また廃止できないのか、他のことに使えないのかなどについて検討をしていきましょうということです。また、違った性質であっても、同一地域にある施設については、その利用形態等色々加味いたしまして、機能を集約して運営出来ないかという点も検討していかなければならない。という考え方で進めていきたいということで、4つの大きな視点というかたちで考えております。

では、どのような手順で進めていくかということですが、次の2ページ目をご覧ください。進め方としてその手順を表に書いてありますが、項目的に1～7に分けてあります。

1番目につきましては、指針の作成や調整ということですが、2番目の指針の説明ということで、先般議会で説明申し上げておりますが、この地域協議会に今回こういったかたちで説明を申し上げているということでございます。それと平行しながら3番目も、所管部局ではもうすでに見直し案の作成を進めさせていただいているという状況で、見直し案は9月まで作成することになっております。さらに案につきましては、内部及び民間の委員でなります行政改革推進委員会にも諮りながら調整を加えて、再度、議会、地域協議会に見直し案をご説明申し上げたいと思います。そこで意見聴取しながら、調整していき、最終的に公表して進めていきたいという考え方であります。

次の(2)の計画期間に関しては、平成22年度から26年度までの5ヶ年ということで実施計画を策定していますが、見直しにつきましては今後も継続してずっと行っていきます。特に22年度から26年度の5ヶ年間にしましては、充電期間としまして、それぞれ具体的に施設について譲渡、廃止、統合等色々な計画を立てまして、その計画に従って実施していきたいという考え方でございます。それから(3)の見直しに当たっての留意事項ですが、これにつきましては当然地域間の不均衡が生じないようにしなければということで、市全体のバランスを考慮しながら見直しを図っていくと……。それから施設によっては補助金等で建設している施設もありますので、その場合は処分した段階で補助金の返還等の問題が生じてくる可能性もありますので、それにつきましては関係機関等と協議するという内容であります。そのほか3番、4番、5番と書かれておりますが、このような点に注意しながら進めていきたいという考え方でございます。

また、ここに記載されていませんが、町内会集会施設について若干ご説明申し上げたいと思います。別表2に、主に町内会集会施設として利用されている施設の設置状況がありますが、これは各地域ごとに設置されている数を表した表でございます。この中の「市が設置した町内会集会施設」というものが、西目地域の場合は「0」ということですが、合計で100施設あります。このうちの単一町内会で利用されている施設が78あります。表の右側に「町内会等が設置した町内会集会施設数」とありますが、これは町内会が独自に設置した施設で、本荘114・矢島40・・・というかたちで合計301施設。西目地域では12施設という状況になっております。全体では401の町内会集会施設があり、その中で市が設置したものが100、そのうち単一町内会で使っているものが78ということで、こういう現状にあるということで合併当初から、建設時点での負担額や経費の負担について町

内会ごとに負担の差があり不均衡があるということで課題とされてきたわけですが、これについてもこの指針の中で今回見直しを図っていきましょう。という考え方でございます。

西目地域には今回このような対象はないのですが、表のとおり他の地域には78の施設がありますので、市が設置した施設が、町内会で設置したものとほとんど同じような使われ方をしている場合については、「該当する町内会へ譲渡したい」というような考え方で進めさせていただきたいというのが今回の考え方でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、「施設のあり方と管理運営の見直しに関する指針」につきましての説明でございます。

次に資料3の施設使用料の見直しについて説明させていただきます。

これにつきましても、先ほど約270の施設を対象とするということで、別表3に施設の概要等を書いておりますので、これにつきましては後からご覧いただければと思います。

施設については個々に使用料金が設定されており、それが基本になるわけですが、今回は類似する施設について区分し、類似している施設の比較検討をしながら見直しを進めていくために、一つを取り上げていくとなかなか妥当な使用料が出てこないのかなというところもありますので、そういう意味で区分させていただき、全体では、ここに書かれているとおり25の類似施設区分に分けています。施設数としては275という状況でございます。この別表につきましては、例えば各地域に入浴施設がありますが、単価そのものは規模など色々な違いがありますが、それ以外に設定する項目といたしますか、例えば利用料金についても、1人1日いくらと設定されている施設もございますし、1時間いくらというように時間単位で設定されている施設もあります。また、大人、子供、何歳～何歳まで、何歳以上などの年齢で分けている施設もあります。そのように、合併前のものを引き継いでおりますので、こうしたことも一つの見直しの対象になるのかなと・・・、そういう統一性も図りましょう。というような点から、先ほども申し上げましたとおり、やはり類似施設を比較検討しながら見直しを進めていかなければならないという見方でございます。

次に、2ページ目になりますが、今回は対象外施設として書いてありますが、小学校、中学校、図書館というような施設、または算定基準が規定されている公営住宅、老人福祉施設、または公園や広場などの当然負担を求めることが適切でない施設、施設の特徴を生かしながら料金設定をしなければいけないような観光施設、スキー場や宿泊施設、さらに水道施設、下水道施設につきましても今回この見直しの対象から外れておりますので、ご理解いただきたいと思います。

3番目に、見直しに係る「検証の基本的な視点」ですが、3つの大きな視点に分けて見直ししていきましょう。ということで、一つ目につきましては受益者負担の原則という点で、施設を利用する人、しない人で負担の不公平感がないようなかたちが望まれるのではないかなということで、当然、施設運営につきましては全てが利用料金でまかなえるわけではございませんので、税の負担が出てくるわけですが、まず利用する人としない人との不公平感がないようなかたちでの見直しを図っていきましょう。という考えでございます。

2番目の、「わかりやすい料金体系の確立」については、先ほどの説明のとおり設定項目がかなりまちまちになっているという状況なので、やはり類似施設に関しては設定項目の統一化を図っていかねばならないということで、そういった料金体系の調整を図っていきましょう。ということです。3番目に、減免基準の明確化ということで、これは由利本荘市全体として一つの確立したものが無いという状況なので、これについても統一化を図りながら公平性の観点から適正化を図っていかうという考え方で見直しを行うものです。

次に3ページ目の見直しの進め方に関しては、先ほど施設のあり方でご説明したとおり、きちんと手順をたどって進めていきたいという考え方でありますが、施設の使用料等につきましては、275という施設の数もさることながら、関係機関との調整や、周知期間を設けなければいけない等、色々な

調整を考えると1年で全てができるというのはなかなか難しい状況ということもあり、計画期間として平成22年度から24年度までの3ヶ年にわたって、275の全ての施設について見直しの検討をしていきたいと思います。という考え方でございます。

今年の12月までは、類似した施設ごとに、課題や見直しの必要性等色々なことを検討し、これから検討していく順番等について年度別に示していきたいという考え方は。早いものであれば、21年から進めさせていただくわけですが、先ほど申しあげましたとおり色々な事情があつてなかなかすぐには出来ないという性質もありますので、それも加味して3年間でやっていきます。今年度中にその計画書を皆さんにお示しし、実施にあたりましては色々と条例等の改正もありますので、そうしたものをふまえて十分周知を行いながら見直しを図ってまいりたいと思います。

以上が全体的な説明ですが、これはあくまでも基本的な考えですので、皆様方からのご意見等を十分お聞きしながら、今後の見直し案を作成していきたいと思います。本日もご意見が出てくるとは思いますが、もし今日中に出なくても8月の下旬を目途にご意見等を出していただければと思います。窓口は総合支所の振興課になりまして、8月下旬頃までご意見を承りますのでよろしくお願い致します。説明は以上です。ありがとうございました。

○ 今村会長

大変ご丁寧に25分ほどかけて説明していただきましたので、ほとんど質問はないかと思われませんが、5分間質問を受け付けたいと思います。

○ G委員

施設の使用料金の見直しということでご説明いただきました資料の3の2ページ、3の(3)「減免基準の明確化」ということで、具体的に言えば西目婦人会が市の施設を使わせていただく際には、減免基準が利用できるように強く希望します。勝手な言い方だと思いますが、婦人会は自主組織といながらも長い間、西目町、由利本荘市の行政と一体になって事業をしてきたと認識しております。合併したあたりから、事務局も無くなりましたし、市の施設を利用するにあたって料金をお支払いするような場面も出てきております。旧西目町の時には、たくさん補助金をいただいていたのですが、そういうものもだんだん少なくなってきました。会員の交流やレジャー、学習など、自身の資質の向上に係るものでしたら料金をお支払いしなければならないのも当然だと思いますが、婦人会の事業というものは、地域のためのボランティア活動や、行政に協力する場面など多岐にわたっております。そういったことを考慮していただけずに料金ばかりとられると、会を維持していく立場としては、地域のためのボランティアなどについて会員に呼びかけるのが非常に辛くなります。こちらには老人クラブなどもいらっしゃるようですけれども、くれぐれも外郭団体だという扱いで冷たくなさらないでいただきたいと思います。自立しなければならないということは十分わかっておりますけれども、「共助」とかそういう言葉で市とは手を携えて行動していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

○ 今村会長

ありがとうございました。いかがですか？

○ 真坂行革本部次長

ただいまのご意見は全くそのとおりだと思いますし、こちらの方でも減免規定につきましては、合併後色々検討してまいりました。個々の団体等についても検討を重ねてきていますが、今後につきましても当然一方的にこちらの方から決定することではなく、教育委員会などの所管部局で、関係する団体と十分な協議を経て決定してまいりたいと思います。今すぐに返事はできませんが、

いずれそういったことを考慮しながら減免基準の案を作成してまいりますので、今のご意見も参考にさせていただきたいと思います。

○ 今村会長

よろしいでしょうか？ほかにございませんか？E委員どうぞ。

○ E委員

施設使用料の見直しに関する指針のところで、スポーツ関係の156施設も見直しするそうですが、個別の名前を出して失礼ですが、この夏場ですから泳ぎたいと思って遊泳館へ行きますと、1回500円と非常に割高です。なので、近くに遊泳館がありながら私は象潟のB&Gのプールに行っております。象潟のB&Gには年間会費制がありまして、6500円で1年間使えます。それに比べると、1回500円の遊泳館は割高なのでほんの数回しか行けません。ですから、見直しの中には身近にある施設の待遇についても考えて欲しいと思います。由利本荘市内だけの比較だけでなく、近く(近隣市町村)の施設の利用状況あるいは利用頻度等も十分に検討していただければと思います。遊泳館には時々行っておりますが、由利本荘市民が大いに活用しているとは言えない状況です。規模から言うと、にかほ市の象潟のプールは非常に大勢利用しております。それに比べて遊泳館は閑散としております。そういったことから、色々な施設の見直しに関しては、単なる市内だけのことでなく様々な立場から検討していただければと思います。

○ 今村会長

ありがとうございました。施設の利用の見直しというと、料金の値上げや利用が不便になるというようなイメージがありますが、そういったことにならないようにということだと思いますがいかがでしょうか？

○ 真坂行改本部次長

率直なご意見をありがとうございます。料金設定につきましては、おっしゃいましたとおり、この由利本荘市内の施設だけを比較にするということではなく、やはり近隣の市町村や類似施設の料金等も参考にさせていただきながら、今後の料金設定を検討していきたいという考え方です。

また料金設定だけではなく、せっかくある施設を利用しないのはもったいないということで、利用しやすいような工夫をしていくことも必要ではないかなと考えておりますので、今後はこのこともふまえて料金設定を考えていきたいと思っています。

○ 今村会長

よろしいでしょうか？ありがとうございました。ほかにございませんか？

○ F委員

一つ伺います。「施設の管理運営の視点」の中で指定管理者制度というものがありますが、出来れば具体的にどういうものなのか教えていただきたいと思います。

○ 佐藤行改本部次長

指定管理者制度についてご説明させていただきます。指定管理者制度は平成15年の自治法の改正から3年間の猶予期間があり、管理委託ということで、公共団体等で管理を委託することができたという制度が変わりまして、今度は公共的団体ではなくても、例えば株式会社等の民間企業へも公の施設の管理を委託することができると変わったのがこの指定管理者制度の導入でございます。

す。由利本荘市では18年9月から完全実施ということで、18年には121施設とかなり多くの施設が一挙に指定管理者制度を導入しました。西目地域ですと「道の駅(周辺施設)」と「加工所(西目特産品加工施設)」、平成19年には「かしわ温泉」の3施設が現在の指定管理者制度を導入しています。この公の施設を管理するのに、民間の方々のノウハウや、今まで培ってきたものを大いに活用してもらおうと…。それによって効率的で効果的な施設の利用を促していこうというような考え方で始まった制度ですので、これからの見直しの中でもそういった視点のもとに、民間の方々にやってもらった方がサービスの向上し、運営も効率的にできるというような施設があった場合はそのように進めていきたいと考えています。今年の4月現在で、由利本荘市では集会施設なども指定管理になっている施設がございまして全部で171施設が指定管理者制度を導入して運営しています。これからも、こういった制度を大いに導入しながら、出来るだけサービスの向上や運営の効率化を目指して進めていきたいと考えております。

○ 今村会長

ありがとうございました。他にありませんか？

(質問者なし)

では次に協議の議題(3)の「平成21年度西目地域主要事業について」に移りたいと思います。

資料3について総合支所からご説明をお願いします。

○ 石川振興課長

それでは総合支所から資料3「平成21年度西目地域主要事業」につきましてご説明を申し上げます。資料の内容ですが、事業の番号が1～88番までと大変多くなっております。欄外に説明がありますが、一番右の備考欄に①から③という数字が振られております。通常、年度当初の予算編成されている事業の内容を説明しておりましたが、昨年度末からの国の補正予算、第1次、第2次とございました。それから年度をまたいでからの国の1次補正予算。それらがありまして、平成20年度からの繰越事業を①、平成21年度の年度当初の予算を②、平成21年度の国の1次補正予算関連事業を③と分類して記載しております。それらの関係で事業数が大変多くなってしまい、これらを1項目ずつ詳しく丁寧に説明することがこの場ではできないかと思われそうですが、ポイントだけの説明でご了承いただきたいと思います。

それでは担当課長の方から順次ご説明申し上げますが、1～8番までは振興課の関係でありますのでこのままご説明します。

1番の行政協力事業費ですが、これは各町内の行政への協力に対して交付されるもので、各町内35000円、プラス世帯割は1世帯当たり500円というものが加算されて交付されております。

2番目のふるさと交流事業は、関東地区西目会の予算ですが、ふるさと会に出席する職員1名分の予算となっております。

3番目の地域自治区地域協議会費は、この協議会の運営費です。

4番目の住民自治活動支援交付金は、孫七町を除く12町内に対してですが、町内会の活動に対して、各町内の世帯数に応じた活動支援金が交付されております。

5番目は、かしわ温泉行きの生活バス路線の運行に対する羽後交通への補助金です。

6番目は、西目駅の管理に要する経費で、現在の2名の臨時職員の賃金、光熱水費、清掃委託費等総額で480万円あまりとなっております。

7番目のマイクロバス更新事業は備考③の事業となっており、平成21年度の国の補正予算による事業で、26人乗りを29人乗りのマイクロバスに更新するという事業です。

8番目のさくら満開まちづくり事業は、緊急雇用創出臨時対策基金事業ですが、桜の Dengue 病対

策ということでその剪定作業員の雇用を通じて桜を管理していこうという事業です。

以上8項目です。

9番目の地デジ対応整備事業は各所管ということで、かしわ温泉、児童館等のテレビの地デジ化事業です。振興課からは以上です。

○ 齋藤主幹兼市民課長

続きまして、市民課からのご説明を申し上げます。

10番の環境保全整備事業、これは猿田埋め立て処分場が閉鎖されることにより、その閉鎖対策の工事です。今現在も工事されております。工事終了後2年間継続して監視していくものであります。続きまして13番仁賀保斎場利用負担金です。これは今年度が最終年度となっております。去年の分の負担金を今年度で支払います。

15番ゴミ収集運搬業務委託ですが、一般ゴミ・資源ゴミの収集を委託しております。

17番放流水等水質分析委託は、猿田埋立処分場の放流水を継続して水質分析していくことを委託しています。

18番仁賀保一般廃棄物最終処分場分担金は、仁賀保地区にあるゴミの最終処理場の負担金です。

19番消防設備等整備事業費は、耐震性貯水槽を一基新設しております。今年は、中学校敷地内に予定しております。以上です。

○ 榊福祉保健課長

次に福祉保健課の関係ですが、福祉保健課については各総合支所共通の事業ですので、独自の事業というのはありません。医療福祉から身体障害者福祉、老人福祉、生活保護、保健衛生に関わる事業等です。

22番はAEDの導入ということで、各総合支所に配置しております。イベント等があった場合、休日は貸し出しが可能です。

23番敬老会開催事業ですが、例年通り9月6日の日曜日にシーガルで開催します。75歳以上の皆様を対象で、現在890名ほどの方々が対象となっており、400人程度の参加を見込んでおります。

24番は高齢者介護手当です。これは、住民税非課税世帯の介護度4と5の方々に対して支給する手当です。

次の25番も住民税非課税世帯の介護度4と5の方々への介護用品支給事業です。

26番介護予防等事業は、引きこもり防止のための創作活動やレクリエーション活動を社会福祉協議会へ委託して行っています。

27番保育園運営費ですが、西目の保育園については0歳～2歳までの幼児が対象で、3歳以上は幼稚園へ通っています。現在、75名入園しております。以上です。

○ 釜台産業課長

続きまして産業課関係ですが、28番から56番までと大変多くなっておりますので、先ほど振興課長からご説明ありましたとおり主だった所だけをご説明させていただきます。

始めに、28番・29番ですが国の20年度2次補正の関係で、地域活性化生活対策臨時交付金ですが、地域交流拠点施設整備事業ということで、道の駅物産館の空調設備と玄関の改修、かしわ温泉の浴槽等の改修、設備の修繕ということで、予算額が900万円ほどになりますが、こちらはすでに事業は実施しております。

32番中山間地域等直接支払事業は、中山間地域における耕作放棄地の防止や環境保全等の農業生産活動に関して支援するもので、当地域の対象面積が急傾斜地で2.9ヘクタール、緩傾斜地で175ヘクタール程計画されております。

同じような事業ですが、35番の農地・水・農村環境保全向上活動支援事業については、農村環境保全等の共同活動に対し支援していくもので、対象面積として143ヘクタール程計画しております。

41番水と緑の森づくり税事業は、ふれあいの森整備支援事業として、望海の丘生活環境保全林内の遊歩道の整備となっており、延長で約1000mを実施予定です。また植樹ふれあい支援事業として地球温暖化防止植樹祭を計画しています。なお、植樹祭については5月に実施済みであります。

45番、46番の関係ですが西目漁港の浚渫ということで、45番が国の21年度1次補正予算による、地域活性化・公共投資臨時交付事業として8000万円、同じく46番の経済危機対策臨時交付金事業として2000万円の予算額であります。この45番、46番は西目漁港の浚渫土砂の処分と、漁港内の泊地等の浚渫事業を行うものです。

続いて53番、54番、55番は、県のふるさと雇用再生臨時対策・緊急雇用創出臨時対策の基金事業です。53番の農産物直売所販売員確保事業は地産地消を推進することを目的に、西目の道の駅直売所に販売管理を行うレジ専門員を配置する委託事業で、今年の4月から始めております。23年度までの3カ年事業であります。

54番の林業・作業道等維持管理事業は、林道等の草刈りや側溝泥上げ等の維持管理作業の委託事業です。林道、作業道17路線ほど計画されております。

55番の観光施設美化事業は、観光施設内の樹木等の防除対策の作業を委託するという事業です。西目では浜館公園の桜のテングス病の防除を計画しているものであります。

最後に56番の浜館公園トイレ整備事業は、今回6月補正で公園内の汲み取り式トイレ3ヶ所を解体して、昨年舗装整備した駐車場の脇に浄化槽タイプのトイレを1ヶ所新設するというものです。予算額は2100万円ほどです。以上、産業課の関係の説明を終わります。

○ 菊地建設課長

続きまして建設課関係の説明をさせていただきます。57番～72番までです。

最初に57～60番までは、平成20年度国の地域活性化・生活対策臨時交付金事業ということで、いわゆる経済対策事業でありまして、年度を超えて繰り越し事業として実施したものです。事業費は2500万円程でした。これらの4事業は7月までに完成しております。

主なものとしては、57番の市道維持改良「出戸・海士剥線防風柵設置工事」ですが、場所が通称「漁港関連道路」と言われている路線で、腐食して倒壊の恐れがあった2ヶ所の防風柵の交換をしております。

60番の街路灯整備事業は、通学路になっている路線に街灯が無く、通学生徒の防犯の面からも教育委員会やPTAから要望があり実施したものです。場所は市道潟端・井岡線等に13基の設置となっております。

61の地域活力基盤創造交付金事業ですが、これは以前からあった事業で、先般国会において道路特定財源が一般財源化になったことにより、事業の名前がこのような長い名前に変わりました。昨年度実施しましたハーブ通り(市道浜山・海士剥線)の歩道整備工事や、秋田精工の社宅前の道路側溝改良等はこの類の事業として実施しております。事業内容は、市道西ノ沢・田高線の舗装修繕ということで、場所は西ノ沢地内で浜館公園入口の近くで国道7号線に接続されている市道であります。事業内容は舗装修繕が延長677mとなっております。

次に62～65番は通常の21年度当初予算による事業です。

62番の冬期交通確保事業は、除雪委託費の予算520万円です。今年からは凍結防止剤散布車が新たに一台加わり、合計16台の除雪体制となっております。なお、除雪関係全体での予算は1500万円であり、不足分については補整対応となります。参考までに、昨年度は除雪委託費だけで1000万円ほどでした。

63番の田高・井岡線の鷹橋舗装修繕工事ですが、鷹橋の前後の取り付けが沈下し、車両がバウンドするということで、町内座談会でも要望がありましたのでその修繕を行うものです。

64番の田高・中沢線舗装補修工事の施工箇所は、中沢町内と井岡町内間のバス路線で、側溝の天端からアスファルトまで5センチ～10センチの段差が生じ、冬期間の除雪作業が円滑にできないということから、この段差解消のための舗装修繕を行うものです。施工延長は500mを予定しております。

66番の水道事業ですが、この事業は本来、ガス水道局の所管となっておりますが、西目水道事務所を建設課で兼務しておりますので本主要事業に掲載しております。工事名は下潟端地区配水管布設工事で、施工箇所は通称「三軒村」の通りからJRのガード下を潜り、重左衛門橋を通り、乙助淵地内を通過、若松町内の既存の配水管に接続するものです。延長が800mでパイプの大きさは200mmです。事業費は3150万円を計上しています。この事業は平成19年度より、出戸地区、若松町町内の水圧不足の解消を目的に事業を実施していて、今年度が最終年度となります。

67～72番は、国の平成21年度の追加経済対策事業の一環として補正したものであります。主なものとしては、69番の田高・沼田線舗装・側溝改良工事ですが、これは市道の沈下による下水道のマンホールの段差解消や、側溝の流れの改良を含めて実施するもので、延長は200mです。

70番の市道出戸・海士剥線舗装・側溝改良工事は、これは20年度の町内の座談会で要望があった場所で、路面の水たまりの改善対策事業です。冬期の凍結時に車両のスリップ事故等が発生しているということでこの度の予算で対応します。

71番の街路灯整備事業は、これもPTAの方から要望があった通学路線に街灯を設置するもので、市道浜山・海士剥線で12基を予定しております。

最後に72番、凍結防止剤散布車購入事業ですが、西目地域では、もう今ではどこも使っていないような散布機を、ダンプカーに積み込んで手動で操作するというようなかたちで行っていましたので、しっかり散布するために要望しておりましたところ、今年度新しい散布車が配備されることとなりました。これにより作業効率が向上されることとなります。以上です。

○ 増村教育学習課長

それでは最後に教育学習課からご説明いたします。

73番～77番までは、平成20年度の地域活性化生活対策臨時交付金の事業として21年度に繰り越しされたものです。その中で73番の学校建築事業ですが、校舎は建設が終わりましたが、今年度に繰り越し、体育館の建設を行っています。工期を今年の5月25日～来年の1月29日として村岡建設により建設中です。

78～81番の事業は、平成21年度当初予算による事業です。このなかの80番、シーガルの空調設備修繕については工事予算として265万円ほど予算計上しております。

78番目の小学校建築事業として、屋外の環境整備、旧体育館の解体として8556万円ほど予算計上されています。旧体育館の解体は、新設の体育館の工期と1ヶ月ほど重なっていますが、今年度中に解体を終了する予定となっています。

82～88番は6月補正を組みました、追加経済対策事業実施事業です。この中では、かねてから要望がありました、83番の西目中学校サッカー場の夜間照明設備の撤去事業に200万の予算を

計上しております。

86番の西目幼稚園トイレの改修ですが、この幼稚園には4歳児から5歳児、または大人向けのトイレが設置されておりました。しかし、現在は地域の要望等により、2歳までは保育園で預かり、3歳児から5歳児までのお子さんは幼稚園に入園することとなりましたので、既存のトイレでは3歳児にとって便器が大きすぎて不便だということで、今回300万円の予算をいただき、3歳～4歳児向けにトイレの改修を計画しております。

それから87番についてですが、ここシーガルは平成7年に建設以来、ステージ機器の交換、日本間置の取り替え、講堂カーペットの取り替え等がされておられません。ステージ機器においては耐用年数を過ぎており、かねてから色々な機器等の交換を要求されていまして、354万円ほどの予算で改修を行う予定です。以上です。

○ 今村会長

ありがとうございました。委員の皆さんからご質問はありませんか？

○ B委員

振興課に対して質問です。マイクロバスの購入を検討されているようですが、これに関連して、大きい方のバス(はまなす号)を利用した際に、冷蔵庫が設置されていて非常に良かったかと、利用者が大変喜んでいたのですが、それが故障しておりました。新市長は、「地域あるいは支所で必要な経費については、財源を確保し予算を付けてやりたい。」と言っておりますので、修理をお願いしたいと思います。

それから67番の市道区画線設置工事で浜山・海士剥線他とありますが、その「他」についてはどの路線が入っているのでしょうか？若松町の会長も来ておりますが、若松町内は非常に道路網が多く、工業敷地もあり、車の交通量も非常に多く、学生の人数も他の町内と比較するとだいぶ多く、若松町を通り登下校している西目高校の生徒も多いので、区画線の引き直しが必要であると考えております。区画線が全く見えなくなった路線もありますので、その点について検討していただければありがたいと思います。

○ 今村会長

いかがでしょうか？

○ 石川振興課長

始めにバスの件ですが、大きい方のバスはリースの車なので、市が直接所有しているバスではございませんが、冷蔵庫が故障しているということで大変ご不便をおかけしております。ただ、色々調査してみると、冷蔵庫を補修しても直る保証はないそうで、現在調整中となっておりますので、予算化云々に関してはもうしばらくお待ちいただければと考えております。以上です。

○ 菊地建設課長

市道の区画線設置工事についてお答えいたします。路線につきましては、本当は図面等でご説明できるとわかりやすいのですが、バラバラになっておりまして、あちこちに散在しています。ご意見のとおり、若松町内の路線も今回の箇所に入っている部分もあると思います。もし入っていない箇所があれば維持関係で対応したいと思います。

○ 今村会長

よろしいでしょうか？ありがとうございました。他にございませんか？

○ C委員

私が西目の特徴と考えているのが、近隣の旧市町村では子供がどんどん減っているのに、唯一西目では、子供が増えているという現状維持しているということです。こういった特徴がある中で、教育学習課の子供の教育に関する予算が非常に少ないのではないかと思います。現在少子化が非常に問題になっています。今年はもう間に合わないかもしれませんが、来年度の予算編成の中には、次代を担う小学校以下の子供たちに対する手厚い支援、配慮等が必要ではないかと思います。一例ですが、学童保育等は申し込んでもなかなか受け付けてもらえないというような実情もあるようですので、今後予算を計上する際にはこのような意見を参考にいただければありがたいと思います。以上です。

○ 今村会長

こうしたご意見についていかがでしょうか？

○ 増村教育学習課長

学童保育については、児童館関係ですので福祉保健課より回答させていただきますが、小学校では放課後学習の一環として「キッピー」(「由利本荘市放課後子供教室」の愛称)といって、放課後、一般の方達が指導にあたり子供達が様々な学習をしています。3クラスほどありますが、現在もこのような事業を続けております。経費としましては今回この資料に掲載されておりませんが、由利本荘市全域分をまとめて本庁(教育委員会)で予算計上しておりますのでご理解いただきたいと思います。

○ 今村会長

よろしいでしょうか？ありがとうございました。

○ 榊福祉保健課長

児童館で放課後の学童保育を担当しておりますが、小学1年生から3年生までの児童で、夕方までご家庭に親御さんがいらっしゃらないという児童をお預かりしています。ご要望にはほぼ応えているつもりですが、もし何かありましたらご相談いただければと思います。現在、児童館とその隣のふれあい館を活用し運営しております。今までは館長が別におったのですが、今年から福祉保健課長が館長も兼務しておりますので、ご意見等いただければ対応してまいりたいと思います。

○ 今村会長

教育学習課の教育に関する予算について、もっと大きくならないかというご質問もありましたがいかがでしょうか？

○ 増村教育学習課長

学校教育関係予算につきましては本庁(教育委員会)予算に多く計上されており、ここに計上した予算は施設等に関することだけの予算となっております。本庁(教育委員会)ではそれなりに学校関係事業等の予算を手厚く持っていると思います。例えば幼稚園は、学校教育法の中の施設として位置づけられているのですが、西目では3歳から幼稚園児となり、預かり保育等を行っていたりと、現在は幼稚園も保育園の性質が強くなっています。そのため、教育学習課の予算の中で、働く親が増えてきたという地域の要望に対し、夏休み期間も含めての預かり保育も行っています。そう

考えると、教育学習課の予算としては少なくないのではないかと思います。今後どのようなかたちで地域の皆さんのご要望に応じていけるか、本課と協議いたしまして対応していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 今村会長

ありがとうございました。学校建築がありますので、教育学習課の予算は突出して大きいものと思いますが、先ほどのC委員のご意見は少子化対策に対するご意見ですね。今ご説明あった件はよろしいでしょうか？

ほかにございませんか？

○ H委員

産業関係について一つ聞きたいと思います。45番の西目漁港の浚渫と46番の西目漁港整備事業(浚渫)は、併せて1億円という大きな予算で実施されるわけですが、その事業内容はどのようなものか、分かる範囲で詳しくご説明いただきたいと思います。

○ 釜台産業課長

現在の西目漁港の整備計画は、平成22年度までとなっております。国では、水産基盤整備事業改革のなかで、水揚げ、漁船数など一定の基準に基づき整備地区の絞り込みを行っており、西目漁港については今年度をもって補助事業としての継続は難しいとの話が出ています。これまで市単独事業として航路の漂砂浚渫を行ってきたものですが、今回は国の経済対策である地域活性化・公共投資臨時交付金事業、経済危機対策臨時交付金を活用し、併せて1億円の予算で大規模な浚渫事業を行うものであります。

なお、今後の漁港整備につきましては、他の補助事業を模索しながら、国・県へ働きかけていきたいというような本課のお話でありましたのでご理解いただきたいと思います。

○ H委員

そうすると、今までは航路の浚渫を毎年春に行ってきたわけですが、それとまた違って漁港全体を浚渫するという捉え方でよろしいでしょうか。

○ 釜台産業課長

今までやってきたのは単独事業として1000万円近くかけ航路の安全確保ということで行ってきましたが、今回の浚渫は事業として、航路の他、港内泊地全体の浚渫と今まで浚渫してきた土砂を処分するといった内容であります。

○ 今村会長

よろしいでしょうか？ありがとうございました。他にありませんか？

○ B委員

西目漁港の整備計画は21年度で終了し、補助事業が無くなるということのようですが、西目漁港は松ヶ崎、岩城よりも先に着工されてきましたが、組合員、漁船数が少なくなったために計画が終了するということでしょうか？

○ 釜台産業課長

西目漁港に関しては、まず由利本荘市として拠点漁港としての位置づけが必要となります。拠点漁港としての国の基準が、年間取扱量が8000トン、取扱金額が14億円以上とハードルの高い数値

となっております。西目漁港は昭和43年から整備してきましたが、重点漁港としての位置づけが難しいということで、補助事業としての継続が難しい状況です。今後は、整備を止めるということではなく、他の事業を模索しながら国・県へ働きかけていきたいということですのでご理解いただきたいと思います。

○ 今村会長

よろしいでしょうか？ありがとうございました。ほかにありませんか？

○ E委員

一つは海水浴場のことです。以前は、管轄(所管)が教育委員会だったり商工観光課だったりということで、対応が変わったことがあります。現在は由利本荘市になり一本化されていると思いますが、管轄はどこなのか教えてください。

もう一つは、幼稚園、保育園についてですが、旧西目町では町で運営しておりましたが、今後は市全体で考えると、どのような方向へ向かうのか？ということをお願いします。

○ 今村会長

いかがでしょうか？

○ 釜台産業課長

海水浴場の管理運営についてですが、以前は商工会が主体となっていました。現在は監視業務については市が業者と委託契約をして監視業務を行っております。海の家は観光協会西目支部が管理運営しています。所管がどこかというと産業課で担当しています。

○ 小川総合支所長

保育園と幼稚園についてですが、幼稚園については、市で直営しているのは西目地域しかありませんが、保育園は市直営の保育園が、由利本荘市内に9つあります。保育園については平成20年～26年まで指定管理者制度に移行し、民間の方で管理運営した方がよいということで、保護者や地域住民の方々に説明してまわったことがあります。住民の方々のご意見を聞いて、先生方はそのまま、民間に指定管理しても良いのではないかという話までは進みましたが、指定管理料の関係で、指定管理者制度への移行が出来ませんでした。今後については、どのような方向へ向かうのか、また、今日は行革の課長さん達も来ておりますので、早めに見通しを立てていただきたいと思います。

○ 今村会長

よろしいでしょうか？ありがとうございました。

まだ沢山ご意見・ご質問があるかと思いますが、もう一つ議題がありますので次に移らせていただきます。それでは、(4)の今後の西目地域協議会の運営方針について、事務局の方から運営方針の趣旨をお願いします。

○ 石川振興課長

事務局から趣旨のご説明を申し上げます。第1期目の6月末までの西目地域協議会の4年間の運営をふまえ、委員の皆さんで総まとめのようなことを行っております。去る5月に、5名の委員による幹事会というものを開催し、その中で西目地域協議会としての申し合わせのようなものの必要性についても話し合わせ、必要な点が2点挙がりました。その2点を、この2期目の地域協議会へ申し送

りしたいということでした。

1点目は、現在町内会長さんが地域協議会委員に就任されていますが、町内会長が交代された場合、地域協議会委員の方も交代することが望ましいのではないかと思います。ただし、会長職に就いている委員、現在は今村会長でありますけれども、会長は交代しない方がよいのではないかと思います。

2点目に、会議は会長が招集するということになっていますが、これまでは事前協議として正副会長2人が事前に話し合い、案件等を決定してきた経緯があります。その事前協議に関しては、2名の副会長だけではなく、正副会長を含む5名程度の役員による役員会を設けて協議を行った方がよいのではないかと思います。つまり、役員会を設置したほうがよいのではないかと思います。以上2点について、ご協議いただければと思います。

○ 今村会長

ご存じだと思いますが、協議会委員の任期は4年、町内会長の任期は2年です。町内会長の途中交代ということもあるので、その場合は地域協議会委員の方も交代するという案なのではないでしょうか？

(「異議なし」、「賛成」の声あり)

会長職についても先ほどの説明のとおりでよろしいでしょうか？

○ B委員

町内会長職の人が1号委員になるとの説明がありましたが、町内会長はそれぞれこの会議の内容を町内に持ち帰って町内会で住民に伝達するわけですから、もし渦端町内の会長が替わっても、この任期のとおり協議会委員は25年まで4年間替わらないということになると、渦端町内ではこの会議で協議された内容を今村会長が帰ってからいろんな意見を聞きながらやるということになるのでしょうか？

○ 今村会長

つまり、新しい渦端町内の会長がこの地域協議会に出席できないという弱点が出てくるということですね。前地域協議会会長の佐々木さんも豊栄の町内会長で、途中で交代しましたが4年間会長職を続けたという前例があるのですがいかがでしょうか？

○ B委員

協議会の会長が、任期中は交代できないという条例があるのですか？

○ 今村会長

そういうかたちでいかがでしょうか？という委員(第1期委員)の皆さんのご意見があったということだと思います。

○ B委員

ですから、各町内会の会長が交替した場合、地域協議会委員も交替するということを認めるということのようですから、(地域協議会の会長も)一緒に合わせた方がよいのではと思うのですが。

○ 今村会長

地域協議会の会長との関わり合いをどのようにしたら良いか？ということですがいかがですか？

○ 石川振興課長

ただ今、地域づくり推進室長から提案がありまして、現在、西目地域協議会の定数は、規則で27名となっていますが、1名増やす分には規則改正だけですみますので、「27名」から「28名」へ増やすこともよろしいのではないかと提案がありました。従いまして、渦端町内の会長さんがもし交替された場合、新しい会長が1号委員として委嘱されて、現会長の今村会長が3号委員として学識経験の方へまわるということもできるのでないか？ということです。それは、この場でご協議いただいて決定していただければと思います。

○ 今村会長

ということですが、いかがでしょうか？

○ I 委員

町内会長が退任された場合に、交替することには全く異論はありません。と同時に、今村会長だけが残るという案が出ましたが、町内会長(1号委員)がこのような会議に出てきた場合、町内に帰って報告する義務があるのかということです。もちろん町内の代表だということで選任されているということは分かりますが、町内に帰って報告しなければならないとか、町内の方々の意見を集約してこの会議に出席するとか、定期的に毎月あるわけでもないですし、そういう義務は町内会長さんにあるのでしょうか？普通の町内会長会議とは性質が違いますよね？

○ 今村会長

その点いかがでしょうか？

○ 石川振興課長

報告しなければならないという義務は条例、規則にも特に明記されておりません。条例に示されている「1号委員」とは町内会等を代表するものと明記されており、義務ではないのですが報告をしてもよろしいのではないかと思います。

○ I 委員

というのであれば、B委員が言ったように渦端町内の会長が替わった場合、新会長が地域協議会の委員(1号委員)になるべきでしょうし、そうでないとすれば、渦端町内の会長が替わっても今村会長は任期中そのまま地域協議会の会長でいると…。町内会に戻って報告しなければならないとすれば、渦端町内の会長が替わった場合はその方が委員(1号委員)になるべきと思います。

○ 今村会長

地域協議会の会長に選任された場合は、任期の4年間はいかなる立場にあっても辞めない方がよいということですね？では2点目の地域協議会の前に行う事前協議についてですが、5名程度の役員会を設けて事前協議したうえで、この協議会に臨むというかたちが望ましいのではないかとのことでした。もし5名とすると、会長・副会長以外にあと2名の委員が必要となるわけですが、いかがでしょうか？

もし異存が無ければこのようなかたちで進めたいと思います。私も以前佐々木会長と2人で支所に集まり話し合いましたが、やはり2人だけでは心許ない点もあったり、どういったかたちで進めたいのか、なかなかまとまらなかったりということもありましたので、5人くらいのご意見を聞ければもっと内容のある地域協議会が進行できるのではないかと思います。それでは会長・副会長を含めた5名というかたちで進めさせていただいてよろしいでしょうか？

(「異議なし」の声あり)

時間もだいぶ経過しておりますので、会長が1号委員、副会長が1号委員と2号委員から選出されておりますので、3号委員と4号委員の中から1人ずつお願いするというかたちでよろしいでしょうか？今日は、3号委員の鈴木優子委員が欠席ですが3号委員が3名、4号委員は2名いらっしゃいますので、この中から互選のかたちで各1名を選出していただいて計5名ということにしたいと思いますがいかがでしょうか？

(「異議なし」の声あり)

それでは、隣同士に座っておりますのでご相談していただけますか？

(相談中)

○ J委員

3号委員からは須藤紘之委員をお願いします。

○ 今村会長

はい。それでは、3号委員からは須藤紘之委員になりましたのでよろしく願いいたします。4号委員の方はいかがでしょうか？

○ K委員

4号委員からは、須田達雄委員をお願いします。

○ 今村会長

はい。それでは、4号委員からは須田達雄委員にお願いするということで、会長、副会長を含めたこちらの5名を役員会とし、事前協議をして協議会に臨むというかたちでお願いします。以上で終了ですが、「その他」の項目について何かありませんか。

○ 石川振興課長

最後の件(町内会長が交替した場合の取扱い)の確認です。町内会長が交代した場合は、原則、地域協議会委員も交代する。ただし、協議会の会長だけは交代しない。このようなかたちでよろしいでしょうか？

○ 今村会長

それでいいですね？

(「異議なし」の声あり)

○ 石川振興課長

それと最後に一つだけ。本日配布されている資料の中で、「平成21年度由利本荘市主要プロジェクトの概要」という資料が説明されておりますが、この資料は1ページから11ページまでありますが、市が毎年作成している主要事業の概要をまとめた資料であります。基本構想に示された7つのまちづくり目標ごとに事業をまとめたものと、各地域自治区ごとに事業をまとめた資料となっております。参考資料として配付させていただきましたので、ここではご説明は申し上げますので、ご了承ください。以上であります。

○ 今村会長

ありがとうございました。他にありませんか？

○ 猿田理事

今回は、市長が最後まで出席できれば良かったのですが、退席せざるを得ない状況でありました。本日は初めての地域協議会ということで、一言だけお礼を申し上げたいと思います。

地域協議会の持ち方については、後段色々と議論があったとおり、それぞれの地域でもまだまだ定着したものではなく、模索の時期だと思います。現在、1期4年間が経過しての反省をふまえ、今後気をつける点として、あまり大きな負担になるような協議案件を、いきなり押しつけるようなことはなるべくしたくないと思っております。どうしてもご協議していただかなければならない部分に関しては、支所と十分に協議し、中身の検討を行って、この場にお集まりいただいた皆様が「うーん」となるような声があがらないようにしなければと考えております。今後の運営は、会長をリーダーとして、当西目地域の様々な将来展望について長い視点でご協議していただくようなテーマ設定も必要になるでしょうし、そういったことについては市としても色々と参考にさせていただくつもりです。これからも、4年間という長い任期ではありますが、よろしくご指導をお願いいたします。本日は長時間ご苦勞様でした。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○ 今村会長

ありがとうございました。予定の時間を30分も過ぎてしまいましたが、今後もこのような状況になると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(閉会 16時31分)